

# 子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

時期	妊娠	産前8週	出産	産後8週	1歳	1歳6月	3歳	小学校就学	中学校就学	備考	
休暇・給与制度	<p>…… 不妊治療のための病気休暇を取得可能 (男 女)</p> <p>…… 不妊治療のための特別休暇 (有給, 6日以内) (男 女)</p>	<p>妊婦の通勤緩和 (有給, 1時間/日) (女)</p> <p>妊娠障害休暇 (有給, 14日以内) (女)</p> <p>妊娠中の休憩 (有給) (女)</p>	<p>保健指導又は健康診査 (有給, 1回につき必要と認められる時間 回数とは時期により異なる) (女)</p>	<p>男性の育児参加休暇 (有給, 5日以内) ※1 (男)</p> <p>★ …… 妻の出産休暇 (有給, 3日以内) (男)</p>	<p>産前産後休暇 (有給, 多胎は産前14週) (女)</p> <p>共済の掛金免除 ※2</p>	<p>育児休業 ※3 (無給) (男 女)</p> <p>育児休業 (無給) (男 女)</p> <p>育児休業手当金 ※4</p> <p>共済、互助会の掛金免除 ※5</p>	<p>部分休業 (給料減額, 2時間以内/日) (男 女)</p>	<p>育児時間 (有給, 2回各45分以内/日) (男 女)</p> <p>子の看護休暇 ※6 (有給, 子1人につき5日以内。上限10日) (男 女)</p>	<p>時間外勤務の免除 (要 請求) (男 女)</p> <p>深夜勤務・時間外勤務の制限 (要請求 24時間/月、150時間/年以内) (男 女)</p> <p>育児短時間勤務 ※7 (給料減額) (男 女)</p>	<p>3年生</p>	<p>※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、5日の範囲内（多胎は産前14週）</p> <p>※2：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。</p> <p>※3：産後パパ育休、再度の取得可能。</p> <p>※4：1歳に達する前日まで（1歳半まで延長も有）</p> <p>※5：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで。</p> <p>※6：中学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>※7：4時間以内勤務日の育児時間は、1日1回45分以内。</p>
	<p>（注意！） 配偶者や子の養育状況により適用が異なる場合があります</p>	<p>（注） 給付関係は、申請が必要です！</p>	<p>（注） 男性職員は、妻の産後期間中も各種制度を利用できます</p>	<p>（注） 小学校1～3年生については、「子育て部分休業」</p>	<p>（注） 出産費 出産手当金 など</p>						